平成２６年（再イ）第９６号

千葉県船橋市薬円台５丁目25番１号　薬円台住宅９棟519号

再生債務者　武田　圭介

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月５日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第２６号

愛知県岩倉市大市場町郷前253番地　サープラスワンファンタジー102号

再生債務者　中村　智幸

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月５日

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（再イ）第５１号

愛知県岡崎市上和田町字ヒソ畑31番地　Ｒｅａｖｉｖｏ　Ｂ―201

再生債務者　小澤　康之

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月６日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２６年（再イ）第８号

三重県名張市梅が丘北１番町197番地

再生債務者　百地　忠彦

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月６日　　津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（再イ）第１１号

北海道旭川市豊岡４条７丁目２番17号　メゾンドパール201号

再生債務者　山田　美里

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年１月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月６日　　旭川地方裁判所民事部

平成２６年（再イ）第１３号

北海道旭川市永山８条17丁目６番５号

再生債務者　新矢　和子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年１月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月６日　　旭川地方裁判所民事部

平成２６年（再イ）第２９号

新潟市江南区大渕1248番地

再生債務者　斎藤　岩雄

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年１月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月６日　　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（再イ）第６号

山梨県南都留郡鳴沢村10444番地116

再生債務者　小川　　久

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年１月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月６日

甲府地方裁判所都留支部民事係

平成２６年（再イ）第２６号

静岡県湖西市新居町内山304番地の69

再生債務者　三島　正二

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年１月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月６日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２６年（再イ）第２１号

愛知県一宮市大和町馬引字南正亀29番地35

再生債務者　野々山英明

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年１月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月６日

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（再イ）第２４号

愛知県一宮市木曽川町黒田字井桁畔132番地　レフィナード201号

再生債務者　加藤　信弥

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年１月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月６日

名古屋地方裁判所一宮支部

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢25～40歳程度の男性、身長170～183cm位、黒色ワイシャツ、黒色スラックス、白色半袖肌着、靴下、黒色短靴を着用

上記の者は、平成26年12月８日午前11時30分、湖西市白須賀3197番地、有限会社松井畜産南方約30メートルの側溝内で、死後３ヶ月～６ヶ月経過したと推定される白骨死体として発見された。死因は縊頸による自殺と推測される。

遺体は火葬に付し、遺骨は湖西市営火葬場に安置しているので、心当たりの方は、当市福祉事務所まで申し出てください。

平成27年１月20日

静岡県　　湖西市長　三上　　元

公示送達

宮古都市計画事業田老地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知について、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成27年１月20日

宮古都市計画事業

田老地区土地区画整理事業

施行者　宮古市

代表者　宮古市長　山本　正徳

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　岩手県下閉伊郡田野畑村菅窪97番地

氏名　畠山伊三郎

２　通知の内容

文書番号　都第570―４号　平成26年10月31日

仮換地

街区番号　38街区

画地番号　６画地

地積　145.46㎡

仮換地について使用又は収益を開始することができる日

平成26年11月15日

教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。